

平成 25 年 12 月 25 日

「外国人受入制度検討分科会」第 5 回

公益財団法人国際人材育成機構
会 長 柳 澤 共 榮

1 技能実習制度の必要性

- (1) 途上国から高く評価
- (2) わが国の労働人口の推移

2 問題点（改善点）

- (1) 法務大臣告示の廃止
- (2) 技能実習職種の抜本的見直し（多能工）
 - ア 当面段階的な対応（要素があればよい）
 - イ 介護職種の追加

(3) 技能実習期間の延長（3 年から 5 年に）

一定の条件（例）：技能検定試験基礎 1 級、日本語検定試験 N2 級、
一時帰国など

(4) 適正な技能実習実施のための指導体制

- ア 専門家による手続き指導
- イ 専門家による巡回指導